

第2章 手帳の交付



1. 身体障害者手帳

【対象者】 視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障がい）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝機能に永続する障がいがある方

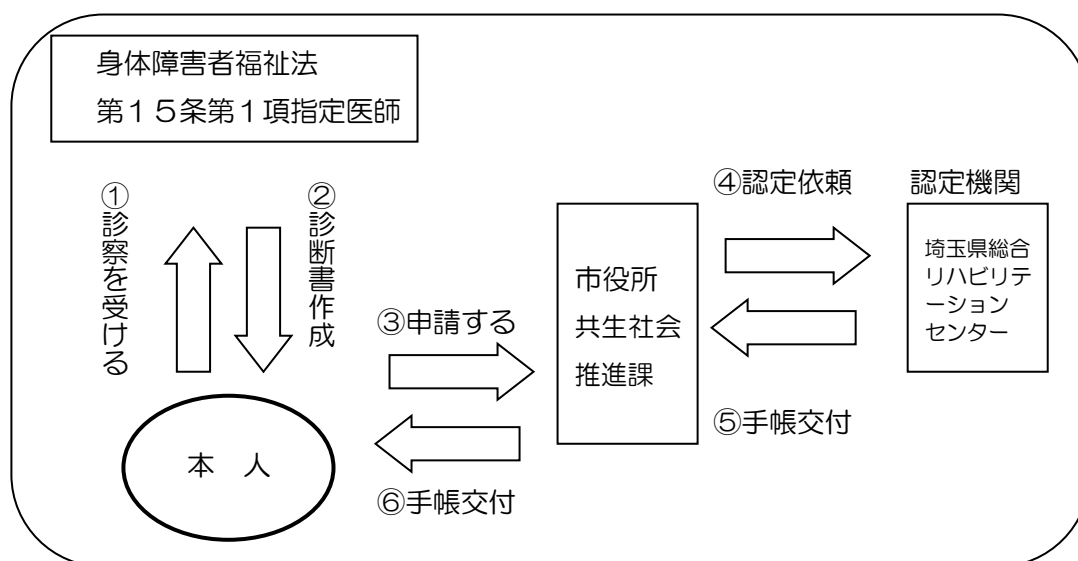
【障害等級】 障がいの程度により1級（重度）から6級（軽度）までに認定されます。

【申請】 ①申請書 本人が15歳に満たないときは、その保護者が申請します。
②診断書 身体障害者福祉法第15条の指定医師が記載した診断書
③印鑑
④個人番号及び本人等の確認をするための書類

【診断書料の補助】 手帳交付のための診断書料の一部を補助します。

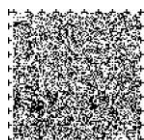
（※令和2年9月より非課税の方が対象）

●身体障害者手帳が交付されるまで



■次のいずれかに該当する場合は手続きが必要です。

- ①記載されている内容の変更・・・手帳と印鑑をご持参ください。
 - ・氏名に変更が生じたとき
 - ・市内で転居されたとき
 - ・県外（さいたま市、川越市、越谷市、川口市も含まれます。）に転出するとき
- ②手帳に記載されている障がい状態の変更・・・診断書（指定医が記載したもの）が必要です。
 - ・障がいの状態が重く（軽く）なったとき。
 - ・認定された障がいのほかに永続する障がいが生じたとき。



- ③再認定の日付が記載されている手帳は、その期日までに再認定手続きが必要です。
- ④紛失・破損したとき・・・写真、手帳（破損の場合）、印鑑をご持参ください。
- ⑤障がいの有しなくなったとき、死亡したとき・・・手帳をご返還ください。

【問 合 せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

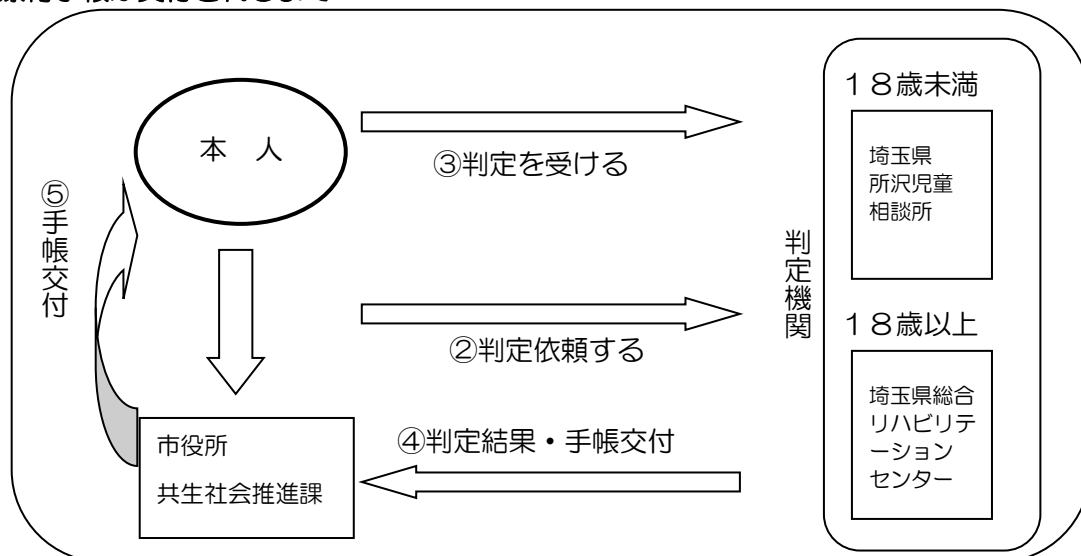
2. 療育手帳

【対 象 者】 18歳前までに児童相談所又は知的障がい者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方

【障 害 等 級】 障がいの程度により㊤（最重度）からC（軽度）までに認定されます。

- 【申 請】
- ①申請書
 - ②印鑑
 - ③母子健康手帳など、本人の生育歴に関するもの

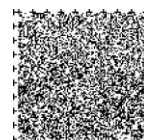
●療育手帳が交付されるまで



■次のいずれかに該当する場合は手続きが必要です。

- ①記載されている内容の変更・・・手帳と印鑑をご持参ください。
 - ・氏名に変更が生じたとき
 - ・市内で転居されたとき
 - ・県外（さいたま市も含まれます。）に転出するとき
- ②再認定の日付が記載されている手帳は、その期日までに再認定手続きが必要です。
- ③紛失・破損したとき・・・写真、手帳（破損の場合）、印鑑をご持参ください。
- ④死亡したとき・・・手帳をご返還ください。

【問 合 せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）



3. 精神障害者保健福祉手帳

【対象者】 精神疾患を有する方（精神保健福祉法第5条の定義による精神障がい者）のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

【障害等級】 障がいの程度により1級（重度）から3級（軽度）までに認定されます。

【申請に必要なもの】 ①申請書

②診断書（初診日から6か月以降で記入から3か月以内のもの）

又は障がい年金証書の写しと直近の年金の払込（支払）通知書の写し

又は特別障がい給付金受給資格者証の写しと直近の国庫金振込（送金）

通知書の写し

③同意書

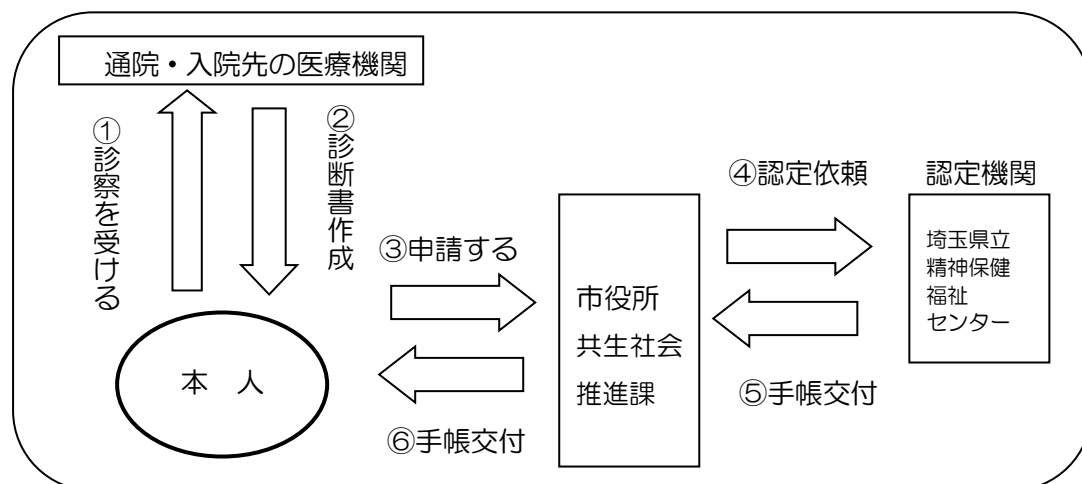
④個人番号及び本人等の確認をするための書類

⑤印鑑

【診断書料の補助】 手帳交付のための診断書料の一部を補助します。

（※令和2年9月より非課税の方が対象）

●精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで（診断書による申請の場合）



■次のいずれかに該当する場合は手続きが必要です。

①記載されている内容の変更・・・手帳と印鑑をご持参ください。

・氏名に変更が生じたとき

・市内で転居されたとき

・県外（さいたま市も含まれます。）に転出するとき

②障がい程度の変更・・・診断書又は障がい年金証書をご持参ください。

③紛失・破損したとき・・・写真、手帳（破損の場合）、印鑑をご持参ください。

④障がいを有しなくなったとき、死亡したとき・・・手帳をご返還ください。

※ 有効期限は2年間です。更新を希望する場合は再度手続きが必要です。

（有効期限の3か月前から更新手続きができます。）

【問 合 せ】 共生社会推進課（第1庁舎：フォーシーズンズ志木8階）

